

平成28年

泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

平成28年7月11日 開会

平成28年7月11日 閉会

泉州南消防組合議会

平成28年 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

○第1日（平成28年7月11日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○選挙第3号	3
議会議長の選挙について	3
指名推選	3
辻中議長挨拶	4
○報告第1号上程	4
泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について	4
竹内消防長報告	4
質疑	5
○議案第7号上程	6
泉州南消防組合行政不服審査会条例制定について	6
竹内消防長・提案説明	6
質疑	7
討論	8
採決	8
○議案第8号上程	8
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	8
竹内消防長・提案説明	8
質疑	9
討論	11
採決	11
○議案第9号上程	12
泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定について	12

竹内消防長・提案説明	12
質疑	12
討論	13
採決	13
○議案第10号上程	14
泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定について	14
竹内消防長・提案説明	14
質疑	14
討論	15
採決	15
○議案第11号上程	15
平成28年度泉州南消防組一般会計補正予算（第1号）	15
竹内消防長・提案説明	15
質疑	16
討論	17
採決	18
○議案第12号上程	18
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	18
福山管理者職務代理者・提案説明・採決	18
仁部監査委員（議会選出）挨拶	19
○閉会	19

泉州南消防組合議会第1回臨時会第1日

(7月11日)

平成28年 泉州南消防組合議会第1回臨時会（第1日）

平成28年7月11日（月）

○第1日の議事日程

日程第1			議席の指定について	
日程第2			会議録署名議員の指名について	
日程第3			会期の決定について	
日程第4	選	挙	第3号	議会議長の選挙について
日程第5	報	告	第1号	平成27年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について
日程第6	議	案	第7号	泉州南消防組合行政不服審査会条例制定について
日程第7		〃	第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第8		〃	第9号	泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定について
日程第9		〃	第10号	泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10		〃	第11号	平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）
日程第11		〃	第12号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○議員定数15名

出席議員14名

二神 勝	有岡 久一	畑中 讓	辻中 隆
西野 辰也	新田 輝彦	坂原 正勝	阪口 均
鱧谷 陽子	仁部 順行	吉開 育子	堀口 武視
澁谷 昌子	松本 雪美		

欠席議員 1名

道工 晴久

○説明員職員

管理者職務代理者	福山 敏博	副管理者	千代松 大耕	副管理者	藤原 敏司
副管理者	栗山 美政	副管理者	田代 堯	会計管理者	今橋 正能
消防長	竹内 寛二	理事	吉村 昭彦	理事	春木 淳一
総務部長	小西 良昭	警防部長	松藤 忠直	総務課長	寒川 徹
管理課長	奥上 文二	予防課長	芝野 太一	警備課長	山浦 照夫

○職務のために出席した職員

消防次長 清水 養一 課長代理 北谷 守 係長 尾上昌明
係長 辻 宣貴 係長 井上博史 主任 二山利典
係員 岡本裕貴

○本会議の会議事件

- ◇議会議長の選挙について
 - ◇平成27年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について
 - ◇泉州南消防組合行政不服審査会条例制定について
 - ◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
 - ◇泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定について
 - ◇泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ◇平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）
 - ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
-

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

西野辰也 坂原正勝

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（清水 養一君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

副議長（阪口 均君）皆様、おはようございます。

現在、消防組合議会議員辞職により議長が不在であるため、地方自治法第106条第1項の規定によって、副議長である本職におきまして議長の職務を行います。

質疑等は簡潔にいただき、円滑な議会進行にご協力願います。

また、7月8日に開催した議員全員協議会の中でご承認をいただいた議会運営委員会の設置についてですが、事務の都合上、本臨時会への議案提出ができませんでしたので、ご提案者の道工晴久君を含めて全ての消防組合議員にご承諾をいただき、次の定例会で議案を提出する予定となりましたのでご報告いたします。

それでは、開会に先立ち、諸般の報告、議員辞職についてを報告いたします。

当消防組合議会議員でありました泉佐野市議会選出の岡田昌司君、寺本順彦君、中庄谷

栄孝君、岬町議会選出の道工晴久君、中原晶君、田尻町議会選出の明貝一平君、東小夜子君から、一身上の都合により本消防組合議会議員の職を辞したい旨の願い出があり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、おのおの許可されました。

また、各消防組合議会議員の辞職に伴い、泉州南消防組合規約第7条の規定に基づき、泉佐野市議会から辻中隆君、西野辰也君、新田輝彦君、岬町議会から道工晴久君、坂原正勝君、田尻町議会から仁部順行君、吉開育子君がそれぞれ消防組合議会議員として選出されております。

報告は以上です。

副議長（阪口均君）ただいまより、平成28年泉州南消防組合議会第1回臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は、議員定数15名中、出席議員14名でありますので、会議が成立します。なお、道工晴久君からは欠席の届け出がありましたので報告いたします。

副議長（阪口均君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

副議長（阪口均君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定については、ただいま着席のとりの議席を指定したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（阪口均君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

副議長（阪口均君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として西野辰也君、坂原正勝君の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

副議長（阪口均君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（阪口均君）異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

副議長（阪口均君）次に、日程第4、選挙第3号 議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(阪口均君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(阪口均君) 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に辻中隆君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました辻中隆君を議長の当選人と定めることに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(阪口均君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました辻中隆君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました辻中隆君が議長におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、辻中隆君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

辻中君。

議長(辻中隆君) 発言のお許しをいただきまして、一言、議長就任に当たり、ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただき、消防組合議会議長の重任を拝することになりました。辻中でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

また、阪口副議長におかれましては、議長不在の中、議事進行等、大変ご多忙の中、進行していただき、ありがとうございました。

これよりは皆様からのご進言、またご指導、ご鞭撻をいただきながら、この大役を務めてまいりたいと思えますので、どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

副議長(阪口均君) 以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長(辻中隆君) 次に、日程第5、報告第1号 平成27年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

竹内消防長。

消防長(竹内寛二君) それでは、報告第1号 平成27年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案書3ページをお開き願ひます。

本件の繰越明許費につきましては、平成27年11月24日の第2回臨時会におきまして、阪南市南西部に建設を予定している新消防庁舎の設計業務委託料を明許繰越としてご承認賜りました報告

で、内容につきましては4ページをごらん願います。

平成27年度泉州南消防組合繰越明許費繰越計算書、一般会計、款 消防費、項 消防費、事業名、阪南市南西部新庁舎建設事業、金額5,040万円、翌年度繰越額4,451万4,000円でございます。財源内訳といたしまして未収入特定財源で起債額4,450万円、一般財源1万4,000円となっているところでございます。

簡単ではございますが、以上のとおりご報告いたします。よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（辻 中 隆君）ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

松本議員。

議員（松 本 雪 美君）今、ご説明いただきました、昨年に予算化された新庁舎建設のための設計費ですけれども、これが繰り越されてということですが、これはもうちょっと詳しく説明をしていただいて、その後の現在までに至っての進捗状況、繰り越された分については、入札とか、そういうふうなことが多分起こってるんかと思うんですけど、その辺のところを聞かせてもらえたらと思います。

議長（辻 中 隆君）奥上管理課長。

管理課長（奥 上 文 二君）それでは、松本議員のご質問のうち前半についてお答えさせていただきます。

今回、ご報告しております繰越明許費4,451万4,000円の内訳でございますが、当初予算では、款 消防費、項 消防費、目 消防施設費（阪南市南西部新庁舎建設事業）、節 委託料としまして5,040万円予算をつけていただきました。

このうち、内訳につきましては、発注者支援業務としまして955万8,000円、それから実施設計委託料が4,084万2,000円でございます。発注者支援業務のうち年度内に終了した分が588万6,000円支払いが済みしましたので、残りの367万2,000円を繰り越させていただいておりますのと、また、実施設計委託料については年度末までに成果物がいただけませんでしたので、4,084万2,000円全額を繰り越させていただくということで、合計が4,451万4,000円でございます。

なお、進捗状況については、総務課のほうからご説明をさせていただきます。

議長（辻 中 隆君）寒川総務課長。

総務課長（寒 川 徹君）それでは、庁舎の実施設計に絡みます進捗状況についてご説明させていただきます。

現在、阪南南西部の庁舎につきましては、本年8月末を契約期間として、現在、綜企画設計大阪支店と契約を結び、実施設計を進めているところでございます。

先ほど、議員から入札の経過についてのご質問もございましたので、その点、説明させていただきます。

なお、入札に関します予定価格につきましては3,672万円でございます。この予定価格につきましては、先ほど説明ございました実施設計委託発注者支援業務を委託しております株式会社URリンケージが大阪府住宅まちづくり部の設計管理業務委託料算定基準に基づき、この予定価格を算出したものでございます。

なお、入札に当たりましては、阪南市にコンサルタントの入札資格を有する業者、なおかつ過去10年間に消防関係庁舎を設計したことのある業者という枠の中で14者を指名しております。結局、入札のときには2者が辞退ということで、12者が入札に参加したところ、契約金額は税込み

で1,598万4,000円となりました。予定価格に対するパーセントにつきましては、おおむね43%の落札となっております。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）松本議員。

議員（松本 雪美君）聞かせていただいてびっくりしたんですけど、3,670万2,000円とおっしゃいましたかね、予定価格でいけば。それが1,598万円ですから、43%の落札ということで聞かせてもろてびっくりしたんですが、これは当然、設計業者さんにとってはいろんな消防庁舎の建設にかかわっての設計をされたコンサルタントであるということですけど、何でこんだけの差額が出たのかちょっと心配して、何がどう違うかったのかとか、この問題については、この組合としてはどういうふうに確認をされていらっしゃるのか。これで43%で大丈夫なのかどうかというのは、もちろん設計の中身見られて確認されてるんだと思うんですけど、これ、最低価格みたいなのは示しておられなかったんですか。

議長（辻中 隆君）小西総務部長。

総務部長（小西 良昭君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の入札につきましては12者から応札がございまして、当然、最低価格、入れ札しました綜企画が落ちたわけですけども、金額的には1,480万円が綜企画、最も安く、その他のところで高いところだと3,400万円を入札したところもございまして。結果的に四十数%の落札率になりまして、これがいいか悪いかということにつきましては、やはり競争の原理が働いた結果と考えざるを得ないのかなと考えてございます。

また、この業者がいいか悪いかということにつきましても、設計業務につきましては、私どもで発注者支援という形でURリンケージに支援業務を依頼しておりますし、この4月からは泉南市のほうから建設担当ということで理事が来ていただいております、この方が1級の建築資格をお持ちの方になっておりますので、その辺のところにつきましては十分見ていただいて、設計業務に遺漏のないような形で執行できるようにと考えてございます。

それから、もう一つのご質問内容ですけども、最低制限価格につきましては、工事請負業務等につきまして最低制限価格を設定するものでございまして、委託料につきましてはそれがございません。ということで、下はなしという形で、予定価格以下であれば制限なしの安いほう落ちる形になるものでございます。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上で報告を終わります。

議長（辻中 隆君）次に、日程第6、議案第7号 泉州南消防組合行政不服審査会条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第7号 泉州南消防組合行政不服審査会条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

本条例は、平成26年6月に公布されました改正行政不服審査法が本年4月1日に施行されたことに伴い、同法の規定に基づく第三者機関として泉州南消防組合行政不服審査会を設置するためのものがございます。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条では、設置としまして、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、泉州南消防組合行政不服審査会を設置するものがございます。

第2条では、担当事務を定めるものがございます。

第3条では、組織を定めており、審査委員は5人以内とし、審査会の権限に属する事項に関し、公正に判断することができ、かつ、法令または行政に関しすぐれた識見を有する者のうちから管理者が委員を任命することとします。委員の任期は2年で、委員に対しては守秘義務を課すものがございます。

第4条では、会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めるものとしてございます。

第5条では、会議は会長が招集し、委員の2分の1以上を会議の定足数とし、議事につきましては出席委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は会長が決することと定めるものがございます。

第6条では、委員に支給する報酬及び費用弁償といたしまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償について、条例で規定すると定めるものがございます。

第7条では、委任として、この条例で定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるとするものがございます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしてしております。

議案書別冊の1ページ、附則第2項関係、新旧対照表もあわせてごらん願います。

第2項で、委員報酬を規定するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償についての条例を改正し、報酬額を情報公開審査会、個人情報保護審査会の報酬金額と同額の日額1万500円とするものがございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松本 雪美君）何度も質問して済みませんが、委員の5人以内で組織するというのがあるんですけど、この行政不服審査会の委員さん5人はどういう基準で選ばれてくるのか、聞かせてほしいと思います。

議長（辻中 隆君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）行政不服審査会の委員につきましては、条例では5人以内で組織するとなっております。当消防組合では5人の委員で編成する予定でございます。

5名につきましては、当初25年、当消防組合が発足する前に泉州南ブロック消防広域化協議会の中で申し合わせができております。これは各構成市町の情報公開・個人情報保護審査委員会の委員の先生方を輪番でこの当組合の情報公開の審査委員等に充てるということになっておりますので、この条例の制定に当たりまして、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の各個人情報、

もしくは情報公開の審査委員の中から5名を選任する予定でございます。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 泉州南消防組合行政不服審査会条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第7号 泉州南消防組合行政不服審査会条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第7、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

なお、議案書別冊の新旧対照表3ページから17ページもあわせてごらん願います。

まず、本条例改正の骨子について、ご説明申し上げます。

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（いわゆる処分）に関する不服申立ての制度について、公平性や利便性の向上等を図る観点から、新たな行政不服審査法が平成26年6月に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、関係する6つの条例を一括して改正するものでございます。

第1条は、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

これは法の改正に伴う法律番号の変更、条項ずれによる改正でございます。

第2条は、泉州南消防組合情報公開条例の一部改正でございます。

法改正に伴う用語の改正のほか、主な改正内容は、処分の不作為が審査請求の対象に含まれたこと、参加人の定義を明確にしたもの、情報公開審査会に諮問する際に諮問書に弁明書の写しの添付を求めるもの、審査請求について審理員による審理手続の適用を除外するもの、口頭意見陳述の手続に関するもの及び情報公開審査会への提出資料等の写しの交付手数料に関する規定などの追加でございます。

第3条は、泉州南消防組合個人情報保護条例の一部改正でございます。

本条の改正内容につきましては、さきにご説明申し上げました第2条の泉州南消防組合情報公

開条例の一部改正と、法改正に伴う用語の改正を初め、情報公開審査会への提出資料等の写しの交付手数料に関する規定など、同様の内容となっておりますが、審査庁または処分庁が個人情報保護審査会に諮問した旨の審査請求人等に対する通知義務、並びに審査会に提出された審理資料についての情報を非公開とすることの2項目を本改正では別に規定してございます。

第4条は、泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

これは法改正に伴う用語の改正でございます。

第5条は、泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。

これは法改正による法律番号及び条項のずれによる改正でございます。

条例第6条は、泉州南消防組合消防手数料条例の一部改正でございます。

これは行政不服審査法に基づく審査請求にかかる提出書類の写しの交付手数料について、規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとし、第2項、泉州南消防組合情報公開条例の一部改正及び第3項、泉州南消防組合個人情報保護条例の一部改正に本条例制定に伴う経過措置を設けておりますが、これは平成28年4月1日前行われた処分に対する不服申立てについては、改正前の各条例の規定を適用するというものでございます。

説明は、以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）説明は以上でございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松本 雪美君）難しい条例の文章化ですから、わからないところがいっぱいあって、今までも消防組合議員としては来てなかったんで、わかるように質問させてもらいたいと思います。

これは行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備で、15条の1のところにある参加人という明記があるんですが、これはどういうふうに解釈をするのか。

それから、15条の2のところ、不服審査法第9条第1項の規定は適用しないと、こうなってるんですが、第9条第1項という規定というのが何なのかわからないので教えてほしいんですが。

それから、18条の3ですが、この中に新たに加わった分として補佐人というのがあるんですが、これもご説明いただきたいのと。

それから、18条の5のところには、新たに加わった質問を発することができる権利みたいなものやと思うんですけど、このところも説明を願いたいと思います。

それと、もう一つ、後でします、それだけお願いします。

議長（辻中 隆君）そしたら今、4点質問ありましたんで、答弁願います。

小西総務部長。

総務部長（小西 良昭君）それでは、議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、15条の第1項関係やっと思うんですけど、参加人についてのご質問やと思います。これにつきましては、行政不服審査法の第13条第4項に参加人に関します規定が設けられてございます。その13条の各項の中に規定されてますのは、まず利害関係人、そして審査請求以外の者で

あって、審査請求に係る処分または不作為に係る処分の根拠に照らして、利害が相反しても関係する者などを参加人という形で定められております。

それから、15条の第2項の内容やったと思うんですけども、これにつきましては9条第1項の規定を適用しないということについての除外適用になるんですけども、これにつきましては、今回の改正行政不服審査法の大きな法改正の内容の1つとして審理員制度を設けてございます。その審理員につきましてはの条文が法第9条第1項でございます。

情報公開審査会並びに、また個人情報審査会におきましても、附属機関として識見のある方がその審査員となっておりますので、その方たちの審査に対して審理員を設けなくてもいいということで条例の内容で適用除外がされておるところでございます。

それから、補佐人につきましては、口頭諮問の機会を付与する形の中で、審査請求人以外の補佐人の方、例えば弁護士の方が一緒に来られて補佐人として参加することができるという意味合いでございます。

それから、あと18条の第5とっておられたかと思うんですけども、法令上18条に第5項がございませんが、申し訳ありません、もう一度、質問内容をお教えいただけたらと思います。

以上です。

議長（辻中 隆君）松本議員。

議員（松本 雪美君）この18条の5項で処分庁に対して質問を発することができる、これは新たに加わったもんなんですか、これについて詳しく聞かせてもらえたらいいかなと思ったんですけど。

それからもう一つ、29条の1の第1項中のところで、処分庁または審査庁は、当該個人情報を記録した文書などの提示を拒んではならないというのと、次には、これを何人も審査会に対して、その提示された文書などの公開を求めることができないというのと、文書の表現は相反するような表現になっているのですけども、これの考え方として、この審査請求をする人にとってはどうということになるのか、聞かせてもらいたいと思います。

議長（辻中 隆君）2項目。

小西総務部長。

総務部長（小西 良昭君）議員のおっしゃっておられます18条関係のことですが、18条の第5項というのは、改正の行政不服審査法の内容にも18条は3項までしかないところでございます。ちょっと質問の意味が私、理解できないということで申し訳ございません。

（発言する者あり）

総務部長（小西 良昭君）申し訳ございません、議案書の8ページの中段、第5項、口頭意見陳述に際して、審査請求人または参加人はというくだりのところでございますが、処分庁に対して質問を発することができるということで、これにつきましては口頭意見陳述ではなく、本来は反論書、意見書という形で文書提出をするというのが行政不服審査法、従前の形でございます。そこのところを口頭による質問についてもオーケーという形のものでございます。

それから、もう1点は29条についてのただし書き、処分庁が審査庁である場合にはこの限りでないということになっておりますが、これにつきましては弁明書の提出ということで、審理員が審査庁から指名された際には、すぐにその審査請求書、または審査請求録取書の写しを処分庁に送付しなければならないとなっております。これにつきましても、従前の行政不服審査法でありますと、処分庁へ審査請求がされた場合にありましては、実際に処分を行った行政庁に対して、

その経緯についての弁明書の提出を求めるとい形になっておりました。それが処分庁等が審査庁である場合についてはこの限りでないというのは当然のことで、審査庁と処分庁が同時の省庁である場合については弁明書は提出する必要はないという意味合いでございます。

以上です。

議長（辻中 隆君）松本議員。

議員（松本 雪美君）何かすごい理解するにはもうちょっと詳しく勉強しないと理解できないような感じ、いろいろお答えいただいても、考えながら聞いているんですが、やっぱり難しいなと思いました。

この条例は、全体はこの不服申立てが審査請求ということに改められるわけですから、当事者にとっては不服申立てをしてきた当事者、今度は審査請求をする方は、その審査請求をするときの条件が狭められるようなことは一切なく、その審査請求をする人の立場に立った条例なのかどうか、その辺、不利になるようなことはもう絶対ないと、私はそういうふうにとめたいんですが、それでいいんでしょうかね、ちょっとその辺、詳しく聞かせてもらえたらと思います。

議長（辻中 隆君）小西総務部長。

総務部長（小西 良昭君）今回の行政不服審査法改正、これにつきましては、もともとの行政不服審査法が制定されて、もう60年間、一切見直しがされていない状況でございました。今回の改正の大きな趣旨といたしましては、まず公正性の向上と、そして審査請求される方の使いやすさの向上、そして国民救済手段の充実・拡大を目的として、60年ぶりに大幅な改正が行われたものでございます。

その流れからいたしましても、審査請求される方、お一人お一人にとっては非常に有利なものであると思います。その理由といたしましては、先ほど申しあげました審理員の制度が制定されたこと。従前の形ですと、審査請求をされたとして、それは行政庁に対して行うものになりますので、やはり組織的な対応になります。それが審理員を設けることによって行政庁とは切り離された審理員がその審査を行って、最終、行政審査会、不服申立て審査会のほうに答申を行って、その結果がフィードバックしてきて結果が出るということになりますので、公正性が数段拡大してると考えられるものでございます。

それから、もう一つ、使いやすさということで言いますと、従前の行政不服審査法は60日間の間しか不服申立てができないとなっておりますが、今回の改正で3カ月間ということで期間の延長もされているという状況ですので、従前よりよくなっていると私ども認識いたしております。

以上です。

議長（辻中 隆君）ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（辻 中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻 中 隆君）次に、日程第8、議案第9号 泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹 内 寛 二君）それでは、議案第9号 泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書13ページをお開き願います。

本条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、同法による改正後の地方公務員法では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

改正後の法の趣旨である退職管理の適正確保に照らし、消防組合の職員であったもので、離職後に再就職した者による依頼等の規制等に関し、必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び住民の信頼を確保することを目的とし、新たに制定するものでございます。

第1条は、条例の趣旨を規定するものでございます。

次に、第2条は、再就職者による依頼等の規制等を規定するものでございます。

これは営利企業等に再就職した元職員は、離職の日の5年前の日より前に当該職についていたときに在籍していた執行機関の組織等の職員に対する再就職先との契約等の事務、また、再就職先に対して行われる処分（許認可等）に関する事務等に関し、職員に行為をするように、またはしないように働きかけることを離職後2年間は禁止することを定めるものでございます。

次に、第3条は、任命権者への届け出を規定するものでございます。

これは管理または監督の地位にある職員であった者が、離職後2年間、営利企業以外の法人、その他の団体の地位に報酬を得てついた場合、または営利企業の地位についた場合は、日々雇い入れられるものとなった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻 中 隆君）説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松 本 雪 美君）今、説明いただいたら、退職前の5年前の在職期間中、そこで働いておられた職員の皆さんは、営利企業にお勤められたときに、2年間は前勤めておられた消防組合での仕事の内容とか、いろんなこと含めて、仕事の内容を知らすことなど禁止すると、こういうふうにならなくて今おっしゃったと思うんですけど、2年以上勤める場合だってあると思うんですけど、そうい

う場合については何で適用をされないのか、やっぱりこの文章、言葉悪いですけど、組合で勤めておられた方たちが営利企業に勤めたときに、いろんな情報を企業に対して情報知らせるようなことはあってはならないということを多分規定してるんだとは思うんですけど、よく新聞報道などをにぎわしている、言葉悪いですけど、口ききとか、いろいろ紹介とか、情報を知らせるような行為のことをそういう言葉で言ってるんですけど、なぜその2年間だけというふうに、職務上について2年以上の場合はなぜ規定されないのか、ちょっとその辺、わからなかったんで聞かせてほしいなと思います。

議長（辻中 隆君）寒川総務課長。わかりやすく答弁してください。

総務課長（寒川 徹君）当該条例につきましては、地方公務員法の改正により、当消防組合として退職管理に関する条例を制定させていただくものでございます。

議員ご質問のように、離職後2年間をたてば、この枠から取り外されるというご質問だと思いますが、確かに国の改正を吟味したところ、確かに2年間を過ぎれば、これについての枠はなくなると私どもも解釈しております。ただ、国につきましては、2年間たてば定期的な人事異動等もあり、退職者が現職に対しての物を言えるような立場ではなくなるようなものも想定できるのかと考えておるところでございます。

ただ、この条例に関しましては、個人の倫理の問題でございますので、やはり2年たったとしても、要求を受けた職員については断固拒否するという姿勢が大事なかなと思います。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）松本議員。

議員（松本 雪美君）今のお答えを聞いて、個人の倫理の問題だからと、こういうふうにおっしゃいましたから、当然そうやと思うんですけど、一番いろんな汚職事件や贈収賄事件などが起こってくるのがマスコミをにぎわすときに、やっぱり公務員としての仕事をしてきた誇りは、当然皆さんは退職してからも持っておられるでしょうし、こういう個人の倫理の問題であるから、余計にそういうことのないように退職後の職員の皆さんのそういう立場をしっかりと守っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

意見として、ちょっと確認させてもらって、気になったことだったんで確認させてもらいました。ありがとうございます。

議長（辻中 隆君）意見でよろしいですね。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第9号 泉州南消防組合職員の退職管理に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第9、議案第10号 泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第10号 泉州南消防組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書15ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表19ページから28ページもあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

共済年金制度が厚生年金制度に統合されたことを起因としまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害において傷病補償年金と年金たる補償及び休業補償について、他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付が支給される場合の支給調整に係る規定が整理されたもののほか、労災年金と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合に併給調整する率が変わったことに伴い、本条例における併給調整率を変更するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条としまして、本条例附則第5条の他の法令による給付との調整について、支給調整及び文言等の整理を行うもので、附則第5条第1項の表及び第2項の表を、国から示された改正案に倣いまして全部変更をいたしております。

また、第2条としまして、併給調整率の変更としまして、傷病補償年金または休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に変更するものでございます。

施行期日におきましては、公布の日から施行するものとし、第1条の改正規定につきましては、平成27年10月1日から適用し、第2条及び附則第5項の改正規定につきましては、平成28年4月1日から適用するものでございます。

なお、経過措置としまして、他の法令と重複して併給調整が行われないよう措置するほか、条例の適用関係等について所要の経過措置を講ずるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）説明は以上でございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本議員。

議員（松本 雪美君）第3欄の補償率、そういうのが変わったということで、0.86から0.88ということで、障害基礎年金、それからもう一つは傷病補償年金の同じように基礎年金、障害厚生基礎年金、それからもう一つは遺族基礎年金、この0.88と書いてるところ、5条の2は2欄になってるということですけど、これも障害基礎年金のこの率が0.88になったということで、0.86から0.88になったということは、この条例を見て支給額がある程度ふえた、0.02がふえたと理解してよろしいんでしょうか。

それと、こういう支給を受けられる方の支給額は、この0.02の違いでどんな程度あるのか、わ

かればお答え願えたらと思いますけど。

議長（辻中 隆君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）議員ご質問のとおり、この第2条については0.86から0.88に変更されております。これにつきましては、消防長の説明でもございましたが、地方公務員災害補償法施行令の一部改正によりまして、傷病補償年金や休業補償等の変更になったことから、議員がお話しされてましたように障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改正されたものでございます。これにつきましては国に準拠したものでございます。

なお、2点目のご質問、0.86から0.88に変更したことによってどれぐらいの増額があるかということですが、これは各議員個人の基礎額に準じるものでございますので、この場ではお答えすることができません。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）松本議員。

議員（松本 雪美君）いろいろ労災補償やとか、いろんな補償の種類によって違ったものが調整されるとするならば、これらの調整率を掛けると、以前受けられていた方と新たに受ける方というのは、その補償額は全く変わらないと理解していいのでしょうか。

議長（辻中 隆君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）はい、基本的には変わらないものと考えております。

議長（辻中 隆君）松本議員。もういいんですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第10号 泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第10、議案第11号 平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第11号 平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書別冊の1ページをお開き願います。

平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものといたしまして、歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,497万7,000円とするものでございます。

次に、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページめくっていただきまして、2ページから3ページにかけて、第1表歳入歳出予算補正として記載させていただいております。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。

2 歳出、目 常備消防費、予防活動事業（予防課）、負担金補助及び交付金、啓発推進助成事業補助金として40万円を計上させていただいております。

今回の補正は、泉南市内の幼年消防クラブを結成している砂川幼稚園から当消防組合に、防火パレードなどで使用しています鼓笛隊用楽器の一部が老朽化しているため、更新をしたいとの要望がありました。

そのため、幼年消防クラブ育成事業などコミュニティ助成事業を行っていません一般財団法人自治総合センターに、この幼年消防クラブで使用する鼓笛隊用楽器等の購入費用40万円を助成申請しましたところ、このたび交付の決定がなされましたので、補正をお願いするものでございます。

以上で歳出に関する説明は終わらせていただきまして、引き続き歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻り願います。

1 歳入、目 雑入、コミュニティ助成金といたしまして40万円で、一般財団法人自治総合センターから歳出と同額の歳入があり、組合としての負担はございません。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻 中 隆君）説明は以上のとおりでございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

坂原議員。

議員（坂 原 正 勝君）ただいまの説明のコミュニティ助成金についてお聞きします。

昨年度の会議録を読ませていただきましたけども、その中にもありますように、過去2年間、同じ内容の補正が行われております。これは鼓笛隊の楽器の更新に充てられるということですが、このコミュニティ助成金の使い道、これはパレードの鼓笛隊の楽器の更新だけなのか、ほかにもまた転用きくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（辻 中 隆君）芝野予防課長。

予防課長（芝 野 太 一君）議員のご質問にお答えします。

コミュニティ助成金、昨年度でも2年間連続して鼓笛隊セットで補正しているということですが、その使い道という内容ですが、幼年消防クラブのコミュニティ助成に関しては、鼓笛隊セット及びはっぴの助成に限るとされております。

以上でございます。

議長（辻 中 隆君）坂原議員。

議員（坂原正勝君）その件に関しては了解しました。

もう1点ですけれども、これも昨年の会議録を見ましたら、この幼年消防クラブの鼓笛隊の楽器の更新に使うことですが、どの鼓笛隊にそれを助成するかと、その選び方、それについて去年の記録でも、この間の全協のときには39園あるとおっしゃってましたけれども、その全ての幼年消防クラブには周知してなかったというようにあるんですけども、それもこの議事録には今後は計画を組んで進めていきたいというふうにございました。今回の助成に当たってはどのように周知して決定したのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（辻中隆君）芝野予防課長。

予防課長（芝野太一君）昨年度の議題、審議録の中にも幼年消防クラブ38園ある中で、幼年消防クラブの活動の中には多種多様な活動がありまして、主に防火パレード等、出初め式等でこういった鼓笛隊の演奏されている幼年消防クラブは泉佐野市では2園、泉南市では4つの幼稚園等となっております。

それらの中の活動状況を踏まえ、楽器の老朽化、それらなどを総合的に審査しまして、今回、砂川幼稚園を選ばせていただきましたが、その他の幼年消防クラブに関しては、このような社会貢献活動、火災予防広報に使うような防火パレード等を実施いただけるかどうかの働きかけは、それ以降実施しましたが、今のところそのような活動を行っていただけるという回答はいただいておりませんので、今回、砂川幼稚園の老朽化に伴う更新に至ったということをございます。

以上でございます。

議長（辻中隆君）坂原議員。

議員（坂原正勝君）これも去年の議事録になるんですけど、今後の計画、計画組んで今後進めていきたいとありましたけど、例えばこの39園、39園と聞いたんですけど、今、38園とおっしゃいましたね、それも確認、お願いします。

今後のこの計画策定に当たって、鼓笛隊持ってるところ、持っていないところもあると思うんですけど、その辺はどのように策定していくのか、その2点をお願いします。

議長（辻中隆君）芝野予防課長。

予防課長（芝野太一君）昨年度の審議内容では38園でしたが、平成27年度11月に阪南市で新たに幼年消防クラブが開園しましたので、今年は39園となっております。

それと、もう1点は、鼓笛隊の今後の働きかけなんですけど、防火パレード等を中心に行っている活動に対して助成を今まで行っておりましたが、それ以外の出初め式とか、地域でのイベント等にそういった鼓笛隊セットを使った演奏により予防広報活動を実施いただけるような幼稚園等がございましたら、これから総合的な計画等を吟味いたしまして、今後、鼓笛隊セットを活用した活動をしていただけてという方向性を持っていただけたところがありましたら、そういった幼稚園さんも候補の対象としていきたいと考えております。

議長（辻中隆君）坂原議員。

議員（坂原正勝君）せっかくのこういういい制度が、助成金ありますので、ぜひ今後とも活用していただいて、公平に策定していただきたいということを要望して終わります。

以上です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中隆君）ほか、もうないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第11号 平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算(第1号)については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号 平成28年度泉州南消防組合一般会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議長(辻中 隆君) 次に、日程第11、議案第12号 監査委員(議会選出)選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、仁部順行君の除斥を願います。

(仁部順行君 退場)

議長(辻中 隆君) 提案者の説明を求めます。

福山副管理者。

管理者職務代理者(福山敏博君) それでは、ただいま上程されております、議案第12号 監査委員(議会選出)選任についての同意を求めることにつきまして、私から提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

今回、組合議会議員選出の監査委員といたしまして、仁部順行議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

仁部議員さんは、田尻町議会より本消防組合議会へ選出されました議員さんで、住所は田尻町嘉祥寺923番地7で、生年月日は昭和34年8月2日生まれの現在56歳でございます。

平成11年5月に田尻町議会の議員に初当選され、現在5期目を務められており、その間、議長、副議長及び各委員会の委員長、副委員長並びに議会選出の監査委員を歴任され、田尻町政の推進にご尽力されているところでございます。

このように仁部議員さんは、行政各般に精通された方でございますし、人格・識見ともすぐれた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしまして、まさに適任者であろうと、このように考えまして、ご提案を申しあげる次第であります。

どうか議員各位におかれましては、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(辻中 隆君) お諮りいたします。

監査委員に仁部順行君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、監査委員に仁部順行君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

(仁部順行君 入場)

議長(辻中 隆君) ただいま監査委員の選任が同意されました。

この際、仁部順行君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

仁部議員。

監査委員（仁部順行君）発言のお許しを得ましたので、一言、監査委員就任のご挨拶を申しあげます。

ただいま監査委員の選任同意をいただきました仁部順行でございます。今後は泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（辻中 隆君）ますますのご活躍をご祈念申しあげます。

議長（辻中 隆君）ただいまをもって平成28年泉州南消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前11時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 中 隆

副 議 長 阪 口 均

5 番 議 員 西 野 辰 也

8 番 議 員 坂 原 正 勝